

令和4年度沖縄修学旅行保護者会資料

令和4年9月3日

1. 日程・宿舎・行程・連絡・注意事項等について

① 日程 令和4年10月30日(日)～11月2日(水)

② 宿舎 1泊目

サザンビーチホテル&リゾート沖縄

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町1丁目6番1号

TEL 098-992-7500

2・3泊目(民泊)

NPO法人おおぎみまるとツーリズム協会

〒905-1314 沖縄県国頭郡大宜味村字田港1357-18

TEL 0980-44-1960

③ 行程

◇10月30日(日)(第1日)

集合：7：30 羽田空港第1ターミナル太陽の塔前

羽田空港——那覇空港——平和祈念資料館・ガンマ体験——ホテル

8：50 発 (JAL907) 11：45 13：00 16：00 16：30

◇10月31日(月)(第2日)

ホテル——美ら海水族館——昼食——入村式——民泊

8：00 10：30 12：30 13：00 ごろ 15：00 ごろ

◇11月1日(火)(第3日)終日民泊体験

民泊——自然体験プログラム・農業体験等——民泊

◇11月2日(水)(第4日)

民泊——離村式——国際通り班別研修——那覇空港——羽田空港

8：30 10：40 12：30 13：00 14：00 発 (JAL910) 16：40 着予定

④ 連絡・注意事項等

- ・ 集合場所・時間に注意し、遅れることがないようにさせてください。
- ・ 朝集合前に必ず検温をし、健康カードを記入させて持参してください。旅行中も毎朝検温・健康観察をします。体温計・予備のマスクを必ず持参させてください。
- ・ 必要以上の金銭をもたせないでください。最低限必要なのは、集合解散場所までの往復交通費、4日目の昼食代、お土産を購入する場合はその代金です。
- ・ 荷物は、行きは10月28日(金)に学校から郵送します。帰りは4日目に現地から自宅に郵送します。必ずコンパクトに1つにまとめさせてください。航空機を利用して郵送する関係上、荷物に入れられないものがありますので御注意ください。
- ・ 健康上、その他何か御心配なことがありましたら、担任を通してご相談ください。
- ・ 詳細については生徒に直接、きめ細かく連絡・指導します。

2. 沖縄修学旅行中止の基準

ア) 実施21日前（10月9日）まで

- ・修学旅行の参加を承諾する生徒が、在籍生徒数の80%を超えない場合。

イ) 実施20日前から出発まで（10月10日～10月30日）

※キャンセル料が発生しますが、これを補うために、キャンセル保険に加入します。

- ・校内で新型コロナウイルス感染症感染者が確認され、学校保健安全法第20条により、当該学年または学校全体が臨時休校となり、かつ出発2日前（10月28日（金））までに休校期間が終了しない場合。
- ・校内で新型コロナウイルス感染症発症者が確認され、出発前日までに校内の濃厚接触者が特定できない場合。

3. 修学旅行参加者の新型コロナウイルス等による参加判断基準

原則として、事前指導（結団式を含む）を実施しての参加となります。

以下の場合、自己都合によるキャンセル扱いとなり、規定のキャンセル料が発生します。

ア) 感染者となった場合

- ・参加することはできません。ただし、結団式当日（10月28日（金））までに療養等が解除された場合は参加することができます。

イ) 濃厚接触者となった場合

- ・参加することはできません。ただし、①または②の条件に当てはまり、結団式当日（10月28日（金））までに待機期間が終了した場合は参加することができます。

①新型コロナウイルス感染症感染者と接触があった日を0日として翌日から5日間は待機期間とし、発病しなかった場合、6日目からは待機解除とします。

②2日目と3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、3日目からは待機解除とします。

ウ) 体調不良となった場合

- ・参加することはできません。ただし、医療機関等を受診し、非感染者と診断・判定された場合は体調改善を踏まえた上で参加することができます。

エ) 同居家族等に発熱や風邪症状がある場合

- ・県内の感染者が増加している地域で、同居家族に発熱や風邪症状がある場合は参加することはできません。ただし、同居家族が医療機関等を受診し、非感染者と診断・判定された場合は参加することができます。

4. 修学旅行参加者の問題行動等による参加判断基準

- ・旅行前に特別指導（謹慎等）の対象となる問題行動が発生した場合は、当該生徒は旅行に参加させない場合があります。この場合は、自己都合によるキャンセル扱いとなり、規定のキャンセル料が発生します。

5. 感染防止対策について

沖縄県からの要請により「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」に基づいた対策を行います。

《新型コロナウイルス感染症感染防止基本方針》

- ①マスク着用の徹底（飲食・屋外での活動・入浴時以外は常に着用）
- ②手洗い、手指消毒の徹底
- ③健康観察の徹底

ア) 旅行前

- ・実施前からの体調管理、健康観察を徹底して行います。
（実施14日前からの検温・健康観察記録の提出）
- ・事前指導において感染防止について指導します。

イ) 旅行中

- ・朝・夕の検温を実施します。
- ・健康観察カードの毎日の記録、健康観察を徹底します。
- ・各施設、宿舍の感染防止ガイドラインに従い、感染防止を徹底します。

ウ) 旅行後

- ・旅行後2週間程度、同居の御家族も含めた健康観察を行うようお願いいたします。

6. 現地での不測の事態への対応について

ア) 新型コロナウイルス感染症等の発生時の対応について

- ①感染発生に備え、宿舍に保健室を複数準備し、感染の疑いがある場合は、速やかに医師の診断を受け、隔離できる体制を整えます。
- ②現地の保健所および医療機関と連携し、適切に感染防止対策を講じます。
- ③感染の疑いおよび感染が確認された場合は、保健所および医療機関の指示に従い対応します。状況によっては修学旅行を中止する場合があります。必要に応じて速やかに当該生徒の保護者に連絡を取り、迎えや現地での付き添いを依頼することがあります。この場合の費用は旅行保険で対応できます。

イ) 問題行動への対応について

- ・旅行中に問題行動が発生した場合は、行動に制限（謹慎等）を加え、現地で指導することがあります。問題の重大性を考慮し適切に判断します。重大な事案の場合は、現地まで引き取りに来てもらう場合があります。この場合の費用は、保険の対象にはなりません。

ウ) 自然災害への対応について

- ・状況を的確に判断し、予定の変更も含め、生徒の安全を最優先に対応します。

7. 費用・キャンセル料等について（別紙）

旅行費用は、遅くとも9月22日までには入金していただく必要があります。入金されない場合は、原則参加できません。